

一般財団法人海上災害防止センター横須賀事務所研修所 訓練受講申込規約

本規約は、一般財団法人海上災害防止センター横須賀事務所研修所（以下、「センター」という。）で実施している法定コース及び一般コース（以下、「常設コース」という。）並びに専用コースの訓練の受講を希望される皆様（受講申込担当者を含む。以下同じ。）に適用されます。

記

1. 本規約は、受講を希望されるすべてのコースに適用されます。受講を希望される皆様が各コースを受講するには、本規約を遵守していただくものとします。

2. コースの種類

- (1) センターが実施しているコースには、毎年開催する「常設コース」と各種企業や行政機関等（以下、「委託者」という。）のご要望に応じて開催する「専用コース」があります。
- (2) 常設コースの訓練日程及び訓練内容については、センターのホームページに掲載するものとします。また、専用コースの訓練日程及び訓練内容については、委託者からの依頼に基づき定めるものとします。

3. 常設コースの受講申込

(1) 申込方法

- ① 常設コースの受講申込は、防災訓練 Web 予約システム（以下、「予約システム」といいます。）
[URL https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx](https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx) により行います。
- ② 各コースの受講申込は、先着順に受け付けます。受講を希望されても定員に達している場合にはお申し込みができないため、その時はキャンセル待ちとなります。
- ③ いずれのコースも受講者数が開催に必要な最低員数に満たない場合は、止むを得ず開講しないことがあります。

(2) 予約（仮申込）

- ① 受講者が確定していない場合でも受講申込は可能です。
- ② 予約システムによる受講申込は、受講を確約するものではありません（この時点では予約（仮申込）の状態）。予約システムによる受講申込（予約（仮申込））後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（予約（仮申込））が取り消されます。
- ③ 受講者が確定していない場合でも受講することが決まっているときは、受講枠を確保するため早めに予約システムから受講申込（予約（仮申込））を行って下さい。
- ④ 予約システムからの受講申込（予約（仮申込））は、訓練開始日の 3 日前の 15 時までとします。これを過ぎると、予約システムからの受講申込はできません。なお、当該日数の計算は、土日祝日等を含めずセンターの営業日でカウントします。

(3) 申込の確定（本申込）

- ① 予約システムによる予約（仮申込）後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認でき、センターによる入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となります。
- ② 入金期限日時は、申込受付の日から 14 日を経過した日の 15 時までとなります。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、申込受付の日が訓練開始日の 1 ヶ月前以内となった場合の入金期限日は、申込受付の日から 3 日を経過した日の 15 時まで（当該入金期限日時が訓練開始日の 3 日前までを過ぎるときは、訓練開始日の 3 日前の 15 時まで）となります。なお、訓練開始日の 1 ヶ月前とは当該訓練開始日の前月同日とし、該当日が存在しないときは前月の最終日とします。
- ④ 上記②及び③の日数の計算は、土日祝日等を含めずセンターの営業日でカウントします。

(4) 受講者の変更

企業等で受講申込が行われた場合、勤務の都合など合理的な理由により受講者の変更が必要となるときは、これを認めるものとし、その他、受講の権利を第三者に譲渡することは認められません。

(5) 受講参加資格

- ① 受講に際して、年齢や受有資格等による制限はありません。ただし、訓練には実習を伴うものもあり、そのような訓練への参加に支障のない健康な方とします。
- ② 身体的能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、そのような病気やケガにより過去 1 年以内に入院経験のある方又は現在通院加療中の方については、原則、受講することはできません。（訓練の受講を可能とする「医師の診断書」を持参できる方を除きます。）
- ③ 受講の可否に疑義がある場合は、センターまで事前にお問い合わせ下さい。

4. 常設コースの受講料

(1) 受講料

- ① 常設コースの受講料（昼食代を含む。以下同じ）、その他の費用（以下、「受講料等」という。）は、センターのホームページに掲載するものとします。
- ② 常設コースの受講については、上記 3 (3)②により指定された入金期限日時までに受講料等の所定金額を入金していただきます。当該期限までに入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（予約（仮申込））が取り消されます。

(2) キャンセル料

- ① 入金後に訓練の受講をキャンセルする場合は、キャンセルの時期により以下のキャンセル料を申し受けます。なお、次の日数の計算は、暦日でカウントします。

＜訓練受講のキャンセル料＞

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・ 訓練開始日の 15 日前まで | 一律 10,000 円（不課税） |
| ・ 訓練開始日の 14 日前から前日まで | 受講料の 50%（不課税） |
| ・ 訓練開始日当日 | 受講料の全額（不課税） |

② キャンセル料及び振込手数料は、入金された受講料から差し引くものとし、残金を返納いたします。ただし、センターの都合によりコースの開催日程が変更となったことに伴い、訓練の受講をキャンセルする場合には、キャンセル料は発生せず、入金された受講料等を全額返納いたします。

5. 受講に関する注意事項等

- (1) 常設コースの受講には、センターが発行する正規の受講票が必要です。
- (2) 受講票は、受講料等の入金を確認でき、センターによる入金処理が行われた時点で申込の確定(本申込)となれば、送付される入金確認メールに添付して送付されます。なお、受講者が後日確定した場合又は変更したときは、後日、予約システムのマイページからPDFファイルの受講票をダウンロードすることができます。
- (3) 受講票は各自で印刷し、各コースの初日に受講者の確認等を行うときに提出していただきます。提出していただけない場合は、受講できなくなることがあります。
- (4) 各コースの初日は、それぞれ指定された時間までに神奈川県横須賀市所在の研修所に集合して下さい。また、2日目以降については、前日に指示された場所及び時間に集合して下さい。遅刻した場合は、その後の受講ができなくなる場合があります。
- (5) 訓練には危険を伴う実習を含んだものもありますので、受講者はセンターの教官及び職員の指示に必ず従って下さい。
- (6) 各コースとも履修内容の全てを修了した受講者には、修了証書を交付します。また、法定コースを受講し、判定試験に合格した方には、修了証書に併せ登録講習修了証明書を交付します。ただし、途中で受講を取り止めた場合、訓練の一部を欠席した場合及び修了試験に合格できなかった場合は、修了証書及び登録講習修了証明書ともに交付せず、受講料等の返金もいたしません。
- (7) 受講者は、予めセンターから指示された必要物品を各自持参して下さい。原則、センターでの貸出等はいたしません。

6. 訓練の中止等

- (1) 天変地異、気象・海象の状況、インフルエンザ等の感染症の蔓延その他やむを得ない理由により、訓練を中止することがあります。
- (2) インフルエンザ等の感染症に関し、発熱などの罹患の疑いがある場合は、他の受講者への感染等を防止するため受講をご遠慮頂きます。
- (3) (1)及び(2)により訓練が途中で中止となった場合、未実施の訓練については、後日開催する同じコースで参加できる日程に振り替えて受講していただくなど、ご相談に応じます。
- (4) (1)及び(2)のいずれの場合も、受講料等については返金いたしません。

7. 禁止事項及び免責事項

- (1) センターは、受講者に次に掲げる不正等を発見した場合又は迷惑行為があった場合は、訓練からの退場を命じ、当該訓練の継続受講を拒否できるものとします。その場合、修了証書及び登録講習修了証明書は交付せず、受講料等の返納もいたしません。また、当該受講者については、以後センターで実施する他の訓練についても受講を受けないことができるものとします。
 - ① 他人を偽り受講した場合
 - ② 著しく訓練の進行を妨げた場合
 - ③ 判定試験等において不正行為を行った場合
 - ④ 正当な理由なくセンターの教官、職員及び管理人の指示に従わなかった場合
 - ⑤ 研修所内の秩序を著しく乱し又は教官、職員及び管理人並びに他の受講者に対し、迷惑となる行為をした場合
- (2) 訓練日程については変更する場合があります。特に訓練終了日の終了時刻については、当日の気象・海象等の状況により変わることがあります。センターでは、これに伴う列車・航空機等のキャンセルや予約変更に関する一切の責任を負いません。
- (3) センターでは受講者に対し、訓練に伴う怪我に備え一般的な旅行傷害保険を付保していますが、受講者自らの故意による傷害やセンターの過失以外に起因する傷害については、その責めを負えない場合があります。
- (4) センターは、自然災害、政府の行為若しくは不作為、法律・規則・命令の遵守、政府の要求、嵐、洪水、地震、津波、戦争、内乱、暴動、ストライキ、ロックアウト、感染症の蔓延その他当事者の合理的な制御を超える不可抗力による事情により訓練が遅延又は実施できなかった場合には、それによって生じた損害については、責任を免れることができるものとします。

8. 個人情報の取扱い

- (1) センターでは、訓練受講により得た個人情報（過去に取得したものを含む。以下同じ。）は、次の目的のために利用します。
 - ① 受講可否の判断、訓練の実施及び受講履歴の管理
 - ② 訓練受講の目的を達成するために必要となる受講申込企業、保険会社、官公署等への提供
 - ③ センター内における統計資料の作成等
- (2) 訓練の受講を希望される方は、受講申込に際し、センターが個人情報を(1)の目的のために利用することについて同意していただきます。同意いただけない場合は、訓練の受講をお受けすることができません。
- (3) 訓練の受講申込をもって、(2)の同意をいただいたものとします。

9. 著作権等

- (1) 予約システムにおいて提供される情報及びその他の著作物（以下、「著作物等」という。）に関する権利は、センター又は当該著作物等の著作権者に帰属します。
- (2) センターの事前の書面による承諾を得ずに、著作物等を複製、公衆送信、頒布、翻案、翻訳及び二次的著作物への利用等を行うことはできません。
- (3) センターが受講者に提供する教材及び訓練内容（以下、「センター教材」という。）に係る一切の著作権及び知的財産権は、センターに帰属します。
- (4) センター教材は、受講者が個人で学習する目的以外で使用及び複製することはできません。
- (5) 原則、教室及び第二海堡消防演習場において、講義内容、訓練施設、訓練状況等を撮影、収録（録画・録音等）することはできません。
- (6) 上記に違反した場合は、直ちにその使用等の差し止めを求め、法的措置を執ることとなります。また、撮影し、収録し又は複製したセンター教材等を使用する訓練の受講料の3倍の料金に、使用者数又は複製した数量を乗じた金額を損害賠償金として申し受

けることとします。なお、撮影し、収録し又は複製した著作物等、センター教材、資料、映像等については、直ちに処分するなどの措置をとるものとします。

10. その他

- (1) 専用コースの申込み、受講料等の支払方法、キャンセル料については、委託者とセンターの協議に基づき個別に取り決めるものとし、それ以外の事項については、本規約を適用するものとします。ただし、本規約が適用される場合であっても、委託者とセンターが別途合意した事項については、その合意が優先されるものとします。
- (2) 専用コースについては、訓練の申込に際し、本規約に同意していただきます。同意いただけない場合は、訓練を開催することができません。
- (3) 訓練の申込みをもって、(2)の同意をいただけたものとします。
- (4) 本規約の目的に反せず、必要に応じ、合理的な範囲内で本規約を変更することがあります。

附則（令和2年4月9日）

1. 規約 8.(4)を追加した。
2. 改正された本規約は、令和2年4月17日から効力を発する。

附則（令和2年12月10日）

1. 規約 5.(4)の集合時間を変更した。
2. 改正された本規約は、令和3年1月1日から効力を発する。

附則（令和4年1月27日）

1. 規約 4.(1)①の受講料に昼食代を含めた。
2. 規約 4.(2)②にキャンセル料が発生しない場合を追加した。
3. 改正された本規約は、令和4年4月1日から効力を発する。

附則（令和5年1月26日）

1. 規約 4.(2)の「受講料等」という文言を「受講料」に改めた。
2. 規約 8.(1) 6)に飲酒についての記述を追加した。
3. 改正された本規約は、令和5年4月1日から効力を発する。

附則（令和6年2月21日）

1. 組織名変更に伴い、規則表題等の「横須賀研修所」を「横須賀事務所研修所」に改めた。
2. 改正された本規約は、令和6年4月1日から効力を発する。

附則（令和7年3月4日）

1. 規約 3.(5)②の「受講参加制限」について、明確化した。
2. 宿泊施設の廃止に伴い、規約 4.各項各号の「施設利用料」及び「キャンセル料」について削除した。
3. 宿泊施設の廃止に伴い、規約 6.「宿泊のための施設の利用」を削除した。
4. 規約 7.以降の番号を繰り上げた。
5. 規約 6.(4)の訓練の中止等による施設利用料の残金の返納について削除した。
6. 宿泊施設の廃止に伴い、規約 7.(1).6) 及び 7) を削除した。
7. 規約 7.(5)の「訓練日程変更」に係る免責事項を明確化した。
8. 改正された本規約は、令和7年4月1日から効力を発する。